

まるせい

創業支援融資

ゆめ起業

新たに事業を始める方・事業を開始して間もない方へ



まるせいは、地域に芽生えた素敵なゆめを応援します！

ご利用いただける方

当金庫の営業地区内において新規に事業を開設する予定の方、および創業3年以内の事業者の方

お使いみち ▶ 運転資金または設備資金

ご融資限度額 ▶ 100万円以上500万円まで

ご利用期間 ▶ 7年以内

詳しくは裏面へ



スマートフォンから、焼津信用金庫のホームページをご覧ください。
わかりやすいメニュー画面で、店舗・ATM検索などにご利用いただけます。



まいにち、あたらしい。
焼津信用金庫
ホームページ <http://www.yaizu-shinkin.co.jp/>

平成26年6月1日現在

創業支援融資「ゆめ起業」

ご利用いただける方	当金庫の営業地区内において新規に事業を開設する予定の方、および創業3年以内の事業者の方で、事業について金庫が妥当と認めた先を対象としております。
お使用みち	運転資金または設備資金
ご融資限度額	1先につき100万円以上500万円まで
ご融資形式・ご返済方法	証書貸付。元金均等毎月返済。
ご利用期間	7年以内(据置期間を含みます)
据置期間	最長1年以内
ご融資利率	新長期プライムレートを基準とした変動金利とし、融資期間ごと次の通りとなります。 (1)5年以内/新長期プライムレート(フラット) (2)5年超7年以内/新長期プライムレート+0.20%
優遇金利	適用条件①～③を満たす先については、金利を最大0.50%優遇します。 ①産業振興財団や商工会議所・商工会等が主催する「創業塾」等の起業家向けセミナーを受講し、創業者支援施策等によって創業計画を作成または創業準備をした場合には、▲0.30%優遇します。 ②商工会議所・商工会および法人会の会員は、▲0.20%優遇します。 ③法人インターネットバンキングに契約した場合には、▲0.20%優遇%します。
担保	原則、不要です。
保証人	連帯保証人については経営者保証に関するガイドラインに則り、個別に検討させていただきます。
お申込時の必要書類	審査にあたっては次の書類を徴求させていただきます。 (1)創業計画書。名称や書式は問いませんが、少なくとも創業の動機および創業後3年間の損益計画が明示されていることが必要です。 (2)資格、許認可を要す業種を開業する場合は、その証明書。 (3)「起業家向けセミナー受講により創業計画を作成、創業準備をした」要件をもって、優遇金利の適用を受けようとする先は産業振興財団または商工会議所・商工会が発行したセミナー受講証明書等の写し。
その他の参考事項	●お申込に際しましては事前の審査をさせていただきます。審査の結果によりましてはご希望に添えない場合もありますので、予めご了承下さい。 ●金利、手数料(一部一括繰上返済、その他条件変更等)、返済額の試算、説明書の入手については店頭または担当者へお申し付け下さい。

ゆめシート

「ゆめ」を実現するためには

- ① 「ゆめ」を持つこと
- ② 「ゆめ」の実現に向けて行動すること
- ③ 行動を見直して、「ゆめ」の実現に向けて相談をすること

起業に向けた多くのアドバイスを聞き、多くの選択肢を持つことが大切です。

私の「ゆめ」は _____ 最初にゆめを描いた日 _____ 年 月 日

●私の「ゆめ」を実現するためには、 _____ までに



●そのためには、 _____ までに



●そのためには、 _____ までに



まいにち、あたらしい。

焼津信用金庫

まるせい ホームページ <http://www.yaizu-shinkin.co.jp/>